

(2) 社会福祉法人の経営する小規模多機能型居宅介護の資産要件について

社会福祉法人が「国又は地方公共団体以外の者」から土地・建物を借りて小規模多機能型居宅介護を経営することについて、社会福祉法人の資産要件との関係で疑義が寄せられているが、この点について取扱いは次のとおりであるので、ご留意願いたい。

なお、本件については社会・援護局福祉基盤課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

- (ア) 社会福祉法人の資産要件については、下記の通知によってその内容が示されているが、小規模多機能型居宅介護の経営は、老人福祉法上「小規模多機能型居宅介護事業」であり、特別養護老人ホームの場合のように施設を経営する事業とはされていない。
- したがって、小規模多機能型居宅介護の土地・建物は、「社会福祉事業を行うために直接必要な物件」には該当せず、よって、これらを「国又は地方公共団体以外の者」から借りたとしても、資産要件に抵触することにはならない。

社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日 障第890号／社援第2618号／老発第794号／児発第908号）（抜粋）

別紙1

社会福祉法人審査基準

第二 法人の資産

1 資産の所有

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

- (イ) なお、都道府県が独自に、社会福祉法人が小規模多機能型居宅介護を経営する際の資産に関する基準を定めることも可能であるが、その際には、明確な形で公開することが適当である。